一羊会後援会会則

(名　称)

第１条　本会は一羊会後援会と称す。

(所在地)

第２条　本会の所在地は、西宮市津門大塚町１－４７に置く。

(目　的)

第３条　本会は、社会福祉法人一羊会が運営する事業を援助することを目的とする。

(事　業)

第４条　本会は、上記目的を達成するために次の事業を行う。

（１）社会福祉法人一羊会が運営する施設並びに事業に対して、援助協力を行う。

（２）講演会の開催等社会福祉啓発活動を行う。

（３）その他本会の目的達成に必要とする事業を行う。

(会　員)

第５条　会員は、本会の目的に賛同し会費を納入した者とする。

(会　費)

第６条　会員の種別及び会費は次のとおりとする。

（１）法人会員　　年額　１口　10,000 円

（２）個人会員　　年額　１口　 3,000 円

(役　員)

第７条　本会には次の役員を置く。

会　長　　１名

副会長　　２名

理　事　　６名以内

監　事　　２名

２．本会に顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第８条　理事は総会において選出する。

２．会長、副会長は理事会で互選する。

３．監事は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

４．顧問は会長が委嘱する。

(役員の任務)

第９条　会長は本会を代表し、会務の執行を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。理事は理事会を構成し本会の業務執行を行う。監事は本会の業務を監査する。顧問は随時、会長の諮問に応じる。

(役員の任期)

第 10 条　役員の任期は２期とする。但し、再任を妨げない。

（総会から次期の総会までを１期とする）

(会　議)

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総　会)

第 12 条 総会は年１回開催し、会長がこれを召集する。総会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって議決する。賛否同数の場合は、会長がこれを議決する。

総会に付議する事項は次のとおりとする。

（１）理事の選出

（２）予算及び決算案の承認

（３）事業報告、事業計画の承認

（４） 会則の変更

（５） その他重要な事項

(理事会)

第 13 条 理事会は随時開催し、会長はこれを召集する。

理事会に付議する事項は次のとおりとする。

（１）事業計画、予算、事業報告、決算等の重要事項のほか、総会に付議する重要事項について審議し、出席者の過半数で決する。

（２）その他業務執行に必要な事項

(会　計)

第 14 条 本会の経費は、会費その他収入をもってこれにあてる。

（施行細則）

第 15 条

この会則の施行についての細則は、理事会で定める。

(年　度)

第 16 条 本会の年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

附則　　この会則は、昭和６２年１１月１日より実施する。

平成１１年　８月２６日一部改正する。

平成１３年　６月１８日一部改正する。

平成１７年　５月１０日一部改正する。

平成２２年　５月３１日一部改正する。

平成２９年　６月２３日一部改正する。

令和　６年　７月　１日一部改正する。

一羊会後援会　施行細則

（目的）

第１条

一羊会後援会（以下「本会」という。）施行細則は、本会会則第１５条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

（所在地）

第２条　本会の所在地を社会福祉法人一羊会本部にとし、総務、会計を一羊会職員に委嘱する。

２．事務所の事務分掌は以下のとおりとする。

１．総務関係

１．事業の計画立案に関する事

２．総会、理事会など会議の招集に関する事

３．社会福祉啓発のための事業活動に関する事

４．会員と事務所との連絡に関する事

５．その他、本会運営の庶務に関する事

２．会計関係

１．会費の納入及び管理保管に関すること。

２．寄付金の取り扱いに関すること。

３．事業収入、支出の取り扱いに関すること。

４．会計諸帳簿の記帳及び伝票類の整理に関すること。

５．予算編成及び決算の確定に関すること。

６．その他、本会会計に関する一切の事。

（会長印の保管）

第３条

会長印は（一社）西宮市手をつなぐ育成会が保管し、印章管理規定に則って管理する。

（監査）

第４条

監事による監査は、事業並びに会計の監査を年２回以上実施するものとし、監査に際しては、会計担当者をはじめ会長もしくは副会長が立ち合うものとする。

（改正）

第５条

この細則は、理事会の出席理事の過半数の承認を得て改正するものとする。

この細則は平成２９年６月２３日から施行する。

令和　６年　７月　１日一部改正

令和　８年　６月　１日一部改正